

小野市危険木伐採補助金の補助制度について

住宅等への倒木被害から人命及び財産を保護することを目的として、市内の危険木の伐採、撤去及び処分にかかる事業経費の一部を予算の範囲内で補助します。

【補助対象となる危険木】

森林法第2条第1項に規定する森林内^(注1)にある、胸高直径20cm以上かつ樹高5m以上で、倒木により住宅に被害を与える恐れのある立木、又は通行の支障となる恐れのある立木

(注1) 森林法第2条第1項に規定する森林とは、「集団的に生育している樹木や竹と、それらが生育している土地(ただし、農地又は住宅地にある立木竹は除く)」をいう。



【補助金対象者】

- ① 危険木の所有者
- ② 危険木により住宅に直接的な被害を受ける者
- ③ 危険木による被害がおよぶ恐れのある道路が存する地元自治会長

- ※ ②、③は危険木の所有者から、伐採等を行う承諾を得る必要がある。
- ※ 危険木の所有者と被害を受ける住宅の所有者または管理者が同一もしくは生計同一である場合は対象外。

【補助率】

事業経費の4分の3以内(上限30万円)

- ※ 申請は、1人(生計同一者を含む)につき、同一年度に1回限りとする。

【補助金交付までの流れ】

